

# 北海道福祉サービス第三者評価事業 不服申立て取扱規程

## (目的)

第1条 本規程は、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第8条の規定に基づき、北海道福祉サービス第三者評価事業（以下「事業」という。）の評価結果についての不服申立てに関し必要な事項を定め、もって事業の適正な実施に資することを目的とする。

## (不服申立ての内容)

第2条 本規程により規定する不服申立ては、事業の実施に伴い、評価機関が行った評価結果に関する事項とする。

## (不服申立て受付窓口)

第3条 不服申立ての受付は、北海道第三者評価事業推進機構（以下「道推進機構」という。）の事務局において行うものとする。

## (不服申立ての方式)

第4条 不服申立ては、次の事項を記載した書面（以下「不服申立書」という。）を道推進機構に提出することにより行うものとする。

- (1) 申立者の氏名又は名称並びに住所又は所在地
- (2) 申立てに係る評価の対象となった事業者又は施設の名称
- (3) 申立てに係る評価の実施年月日
- (4) 申立てに係る評価を担当した評価機関
- (5) 申立ての趣旨及び理由
- (6) 申立ての年月日

2 道推進機構は、不服申立書に不備がある場合は、申立者に対して補正を求めることができる。

## (不服申立ての取下げ)

第5条 申立者は、裁決があるまでは、いつでも不服申立てを取下げることができる。

2 不服申立ての取下げは、書面で行わなければならない。

## (不服申立期間)

第6条 不服申立ては、調査結果の確定の日から起算して1年以内にしなければならない。

(不服申立者)

第7条 不服申立ては、当該申立に係る事業者又は施設のみが行うことができる。

(評価機関による説明書の提出)

第8条 道推進機構は、不服の申立てを受理したときは、不服申立書の写しを担当した評価機関に送付し、相当の期間を定めて説明書の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により説明書の提出を求められた評価機関は、道推進機構の定める期日までに説明書を提出しなければならない。
- 3 道推進機構は、前項の説明書の提出があったときは、速やかに申立者に対して説明書の写しを送付しなければならない。ただし、説明書の内容が当該不服申立ての内容のすべてを容認するものであったときは、この限りではない。

(反論書の提出)

第9条 申立者は、説明書の写しの送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、道推進機構が、反論書を提出すべき期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

(認証委員会における審理及び裁決)

第10条 道推進機構は、不服申立てのあった日の翌日から起算して60日以内に、北海道福祉サービス第三者評価機関認証委員会（以下「認証委員会」という。）に対し、当該不服申立てに係る審理を求めなければならない。

- 2 認証委員会は、不服申立書、説明書及び反論書の内容により、不服申立てに理由があるかを審理する。
- 3 道推進機構は、前項の審理の結果に基づいて、不服申立てに対する裁決をしなければならない。
- 4 道推進機構は、不服申立てに理由がないときは、裁決で、当該不服申立てを棄却する。
- 5 道推進機構は、不服申立てに理由があるときは、裁決で、担当した評価機関に対し、評価のやり直しを命じ、又は、評価結果の修正を命ずることができる。

(裁決の方式)

第11条 道推進機構は、前条の裁決の結果を書面にし、かつ理由を付して、申立者及び担当した評価機関に交付しなければならない。

(裁決の効力)

第12条 申立者は、裁決された事項については、再度の不服申立てをすることができない。

2 評価機関は、裁決で、評価のやり直し又は評価結果の修正を求められたときは、裁決の趣旨に従わなければならない。

(公表の一時停止)

第13条 道推進機構は、申立者から、不服申立てに係る評価結果について既に公表されているものについて公表を停止する求めがあったときは、速やかに、当該評価結果の公表を停止しなければならない。

(附則)

この規程は、平成 年 月 日から施行する。